

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(平成 29 年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	4734.6	5462.18	4925.12	4989.38	5019.2	4759.44	4892.68	4812.22	5319.86	4568.26	4145.18	4954.74
残滓搬出量	494	767	606	570	749	542	536	598	721	604	476	879

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
測定結果の得られた日	20	17	2	23	31	20	20	0	23	21	27	31	
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	907	905	901	900	904	906	899	休炉中	903	906	918	906
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	213	206	188	202	209	210	205	休炉中	208	214	214	212
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	4	4	9	4	3	3	3	休炉中	5	5	6	4
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	15	31	30	17	18	19	25	30	26	18	0	29
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	893	897	904	894	885	897	892	897	900	休炉中	890
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	205	206	210	209	201	207	210	212	218	休炉中	198
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	2	4	4	3	3	3	3	4	5	休炉中	3
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月28日	5月11日	8月8日	10月19日	12月14日	1月19日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月8日	6月21日	9月28日	12月6日	1月30日	3月1日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	—	10月13日	—	2月9日	—	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002未満	0.002	0.003	0.002	0.002未満	0.003	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	7未満	7未満	8未満	7未満	8未満	8未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	67	70	74	62	62	57	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	2.89	mg/m ³ N	0.017	0.017	0.029	0.019	0.005未満	0.012	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	—	—	0.12	—	0.050	—	ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月28日	5月11日	8月9日	10月19日	12月14日	1月18日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月8日	6月21日	9月28日	12月6日	1月30日	3月1日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	6月29日	—	—	—	3月12日	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002未満	0.002未満	0.003	0.003	0.002未満	0.003	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	7未満	7未満	8未満	7未満	7未満	7未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	60	73	67	74	64	61	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	2.89	mg/m ³ N	0.019	0.016	0.022	0.018	0.005未満	0.024	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	—	0.12	—	—	—	0.34	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られたい順次記載いたします。